

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、Aに採用され、平成〇年〇月〇日からは、B所在のC支店（以下「事業場」という。）において、融資の審査業務に従事していた。

請求人によれば、被災者は平成〇年〇月頃からは口数が減り、同年〇月頃からは不眠や動悸を訴えるようになったという。被災者は、同年〇月〇日、ビルの〇階から墜落し、D病院に搬送されたが、同病院で死亡が確認された。死体検案書には、「直接死因：脳挫傷」、「脳挫傷の原因：頭蓋骨破碎骨折」、「死因の種類：自殺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者の精神障害の疾病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月中旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F33 反復性うつ病性障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。
- (2) 本件疾病を含む精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。
- (3) 被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人らは、①事業場の上司であるE課長からハラスメントを受けていたこと、②平成〇年〇月にF支店から事業場に業務内容の変更を伴う配置転換があったこと、③達成不可能なノルマを課せられていたことを主張しており、特にE課長からのハラスメントについては事業場として何ら支援もなく助長さえされたもので強い心理的負荷を生じていたものである旨主張していることから、以下、検討する。
- (4) 請求人らは、被災者の元同僚であるG作成の平成〇年〇月〇日付け説明書(以下「説明書」という。)に記載されているとおり、被災者は日常的にE課長からハラスメントを受けていた旨主張しており、説明書の記載は事実である旨述べているGの画像を録画したDVD及び「実際にGさんの言うとおりでです。」と記載された元同僚からのメール画面の写を提出している。

説明書によれば、被災者とGは日常的にE課長から繰り返し厳しい叱責を受けていたとされ、「お前は小学生か」などと人格を否定するような発言がなされ

ていたという。この点、元同僚からとされるメールには「実際にGさんの言うとおりで。」との記載は認められるものの、E課長のハラスメントについては「あったか、なかったかと言われるとそれはありました。」と記載されているにすぎず、積極的に請求人らが主張する具体的なハラスメントがあったとしているものではない。また、同メールの「みんな、それぞれに融資課長からのきつめの言葉を受けていたと思います。」「私自身も怒られ、泣きながら帰ったこともあります。」との記載についても、E課長は課内の職員全員に対して厳しく指導等を行っていたことがうかがい知れるものの、他の事業場関係者がE課長は被災者に対し業務上の指導をしていた旨の申述を踏まえると、E課長が被災者を指導する際に人格を否定するような発言を繰り返していたとまで認めることはできない。

そうすると、たとえ説明書及び元同僚からのメールを踏まえたとしても、せいぜいE課長は業務に関する指導をする際に、被災者のみならず職員全てに厳しく指導していたものとみるにとどまるものであって、この出来事を、請求人らが主張するように認定基準別表1の具体的出来事の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当すると認めることはできない。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、E課長は業務指導の範囲での指導・叱責を行ったとみるのが相当であり、この出来事の心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

(5) 平成〇年〇月にF支店から事業場に配置転換になったことについては、請求人らが主張するように融資制度が以前とは変わっていたとしても、融資業務の経験を有する被災者がその経験を全くいかせない状態であったとは認めることができず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、この出来事の心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

(6) 達成不可能なノルマを課せられていたとする出来事については、前任者の個人目標が月30件程度となっていたのに対し、被災者は体調面を配慮され月20件程となっていたことからすれば、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、達成困難なノルマが課せられたと認めることはできない。

(7) 以上のことから、当審査会としても、決定書に説示するとおり、被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間の業務による心理的負荷の総合評価は「強」に

は至らないものと判断するところであり、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできない。

- 4 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。